参考様式３　資力及び信用に関する誓約書

資力及び信用に関する誓約書

（宛先）

埼玉県知事

私は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）第１２条第１項又は第３０条第１項の規定に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、暴力団員等であるか否かの確認のため、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

１　私は、次のいずれにも該当しません。

⑴　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑵　法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑶　法第１２条、第１６条、第３０条又は第３５条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

⑷　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

⑹　法人であって、その役員のうちに⑸に該当する者があるもの

⑺　暴力団員等がその事業活動を支配する者

２　１の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

工事主　住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名

電話番号